

議案第31号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年11月30日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料を整備するとともに、長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料を新設するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第8項の表を次のように改める。

8 長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定

事務の種類	区分		金額			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査	新築	建物の用途	戸数の合計	ア 確認書等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合	
		一戸建ての住宅	—	1棟につき7,900円	1棟につき49,600円	
			共同住宅等	5戸以内のもの	1棟につき15,000円	1棟につき117,000円
				5戸を超え10戸以内のもの	1棟につき24,300円	1棟につき187,300円
				10戸を超え25戸以内のもの	1棟につき40,700円	1棟につき370,100円
				25戸を超え50戸以内のもの	1棟につき67,100円	1棟につき663,100円
				50戸を超え100戸以内のもの	1棟につき113,000円	1棟につき1,140,000円
				100戸を超え200戸以内のもの	1棟につき183,900円	1棟につき2,109,000円
				200戸を超え300戸以内のもの	1棟につき232,200円	1棟につき3,013,000円
				300戸を超えるもの	1棟につき254,800円	1棟につき3,692,000円
	増築又は改築	一戸建ての住宅	—	1棟につき11,800円	1棟につき68,800円	
			共同住宅等	5戸以内のもの	1棟につき22,400円	1棟につき161,600円
				5戸を超え10戸以内のもの	1棟につき38,300円	1棟につき258,600円
				10戸を超え25戸	1棟につき	1棟につき

		以内のもの	59,200円	511,000円
		25戸を超え50戸以内のもの	1棟につき 102,700円	1棟につき 915,200円
		50戸を超え100戸以内のもの	1棟につき 167,400円	1棟につき 1,573,200円
		100戸を超え200戸以内のもの	1棟につき 279,700円	1棟につき 2,910,500円
		200戸を超え300戸以内のもの	1棟につき 348,400円	1棟につき 4,158,600円
		300戸を超えるもの	1棟につき 382,200円	1棟につき 5,094,400円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請に対する審査	1戸につき2,200円			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継に関する承認の申請に対する審査	1戸につき2,200円			
備考	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項後段（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。			

- (2) 共同住宅等において一部の戸数について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をする場合においても、当該共同住宅等の1棟の戸数の合計に応じ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査の項金額の欄に掲げる額を適用する。
- (3) 「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、認定を求める長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の基準に適合すると確認して、同法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。

(2) 長期優良住宅の容積率の特例許可

事務の種類	手数料の名称	金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定による住宅の容積率の特例に係る許可の申請に対する審査	住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。